

令和3年8月23日（投げ込み日）

**雲 仙 市**

担当課	観光商工部商工労政課
担当者	参事補 徳永 真幸
電 話	0957-38-3111
F A X	0957-38-3205

「 令和3年度雲仙市補正予算（第6回）の専決処分 」について  
～新型コロナウイルス感染症対策関連～

〔前 文〕

雲仙市では、飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業にかかる経費として、一般会計補正予算95,346千円を、8月23日付で専決処分いたしましたので、お知らせいたします。

〔内 容〕

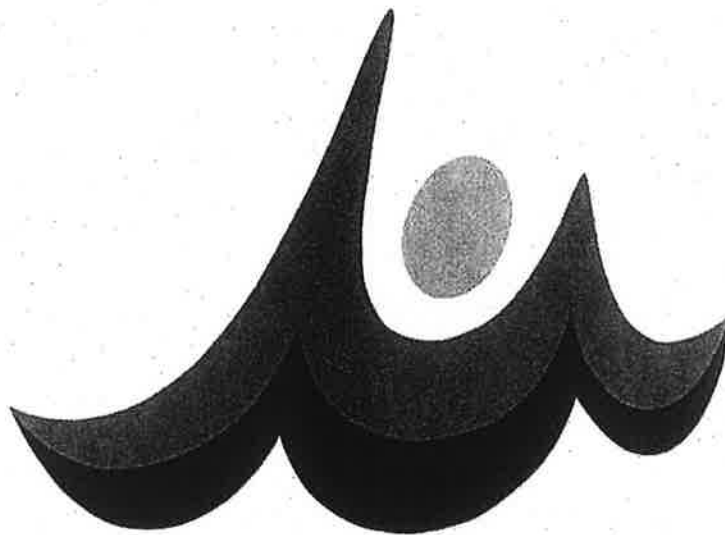
今回補正（専決）の主な内容

- |   |          |
|---|----------|
| ・一般会計   | [今回補正額]  |
| 感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業                           | 95,346千円 |
| ※要請期間の延長に伴うもの（今回延長分：令和3年8月24日（火）～令和3年9月6日（月）） |          |

※ 上記事業の詳細については、別紙の『令和3年度雲仙市補正予算資料（第6回補正）』をご覧ください。

令和3年度  
雲仙市補正予算資料

(第6回補正)



<資料の目次>

令和3年度第6回補正予算の概要  
一般会計補正予算

(第6号)

ページ

1  
2

長崎県 雲仙市

# 令和3年度第6回補正予算の概要

令和3年8月23日  
雲仙市総務部財政課

## 1 今回補正額

(単位：千円)

会 計 名	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	対前年度 同期比(%)
一般会計	33,411,785	95,346	33,507,131	△ 9.6
合 計	44,745,682	95,346	44,841,028	△ 7.4

※1 対前年度同期比は、補正後予算額の比較

※2 合計欄の補正前・後予算額には、今回補正を行わなかった会計分を含む

## 2 今回補正の内容

〈歳入歳出予算〉

[今回補正額] [予算計上区分]

①一般会計

感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業

95,346千円

追加

## 3 今回補正の留意点

① 新型コロナウイルス感染症対策経費を計上

●一般会計（第6号）	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	対前年度 同期比(%)
	33,411,785	95,346	33,507,131	△ 9.6

※再掲

補正予算の項目

〈歳入〉

(単位：千円)

No.	款	項目	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	所管課名	新規	予算書 ページ
1	16 県支出金	長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金	95,742	95,346	191,088	商工労政課		11

〈歳出〉

(単位：千円)

No.	款	項目	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	所管課名	新規	総合 計画	予算書 ページ	本資料 ページ
2	7 商工費	感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業	95,742	95,346	191,088	商工労政課		2	15	3

※職員人件費含む。

【雲仙市総合計画における基本方針】

- 1 暮らしと安心    2 産業と交流    3 社会基盤と環境    4 人財と郷土    5 協働と戦略

一般会計(7 商工費)

2 産業と交流

感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業

●事業目的

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加に歯止めがかからないため、感染拡大防止を目的に県が発した夜8時までの営業時間短縮の要請に協力した飲食店等に対し、協力金を支給する。

●事業主体 雲仙市

●補正の理由 県の営業時間短縮要請に伴う協力金に関して、要請期間の延長に伴う追加補正予算が成立したことに伴い、市町において協力金を支給するため。

●事業費

(単位:千円)

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
95,742	95,346	191,088

●今回補正額の内訳

(単位:千円)

今回補正額	財源					今回補正額の節別内訳
	国	県	地方債	諸収入	一般財源	
95,346		95,346				職員手当等 396
(191,088)		(191,088)				報償費 94,850
(財源割合)		(100%)				需用費 50
						役務費 50

※括弧書きは、補正後予算額及びその財源割合

●事業(補正)の内容

①要請期間	令和3年8月10日(火)～8月23日(月)【第1期】 令和3年8月24日(火)～9月6日(月)【第2期】※今回延長
②対象地域	市内全域
③対象施設	食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの) 具体例…居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等
④協力金	要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力した店舗を対象に、協力金を支給 中小企業:売上高に応じて1日25,000円～75,000円等

●事業担当課 観光商工部 商工労政課